

石狩川水系石狩川（上流）

1. 対象区間

種 別	河 川 名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
幹 川	石狩川	136.7	203.5	66.8
支 川	永山新川	0.0	5.7	5.7
支 川	忠別川	0.0	29.8	29.8
支 川	美瑛川	0.0	44.4	44.4
支 川	牛朱別川	0.0	14.0	14.0
支 川	辺別川	0.0	9.7	9.7
支 川	オサラッペ川	0.0	11.4	11.4
計				181.8

2. 規制の方針

1) 石狩川（上流）

KP147.2～150.4、KP151.0～154.6は規制区間とする。

その他の区間は禁止区間とする。

[理由]

石狩川（上流）の河川改修は流下能力不足を解消するため計画的に河道掘削を実施しており、第18次計画期間中は、治水安全度向上のための河道掘削を実施する計画となっている。河道掘削が必要な区間で砂利採取が可能なことから、KP147.2～150.4、KP151.0～154.6は規制区間とする。

その他の区間においては、旭川市街地上流部で河床低下傾向であり対策が必要となっていること、流下能力の上下流バランスへの配慮が必要であり第18次計画期間中に河道掘削を実施する予定が無いことから、継続して禁止区間とする。

2) 石狩川上流の支川（美瑛川）

KP6.4～9.6は規制区間とする。

その他の区間は禁止区間とする。

[理由]

美瑛川の河川改修は流下能力不足を解消するため計画的に河道掘削を実

施しており、第18次計画期間中は、治水安全度向上のための河道掘削を実施する計画となっている。河道掘削が必要な区間で砂利採取が可能なことから、KP6.4～9.6は規制区間とする。

その他の区間においては、河床低下傾向であること、流下能力の上下流バランスへの配慮が必要であり第18次計画期間中に河道掘削を実施する予定が無いことから、継続して禁止区間とする。

- 3) 石狩川上流の支川（永山新川、忠別川、牛朱別川、辺別川、オサラッペ川）
全区間を禁止区間とする。

〔理由〕

第18次計画期間中に河道掘削を実施する予定は無い。河床は概ね安定しているが、忠別川の下流部では低下傾向であること、辺別川では上下流バランスへの配慮が必要であること、その他の区間においては河道維持のための掘削等は当面必要ないことから、継続して禁止区間とする。

石狩川水系石狩川（上流）大雪ダム・忠別ダム

1. 対象区間

種別	河川名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
幹川	石狩川（大雪ダム）	232.4	239.7	7.3
支川	ペンケチャロマップ川（大雪ダム）	0.0	2.7	2.7
支川	ニューチャロマップ川（大雪ダム）	0.0	0.9	0.9
支川	ホロカイシカリ川（大雪ダム）	0.0	1.3	1.3
支川	シンパクノ川（大雪ダム）	0.0	0.6	0.6
支川	ルベシナイ川（大雪ダム）	0.0	3.9	3.9
支川	由仁石狩川（大雪ダム）	0.0	2.2	2.2
支川	迷川（大雪ダム）	0.0	0.8	0.8
幹川	忠別川（忠別ダム）	29.8	35.5	5.7
計				25.4

2. 規制の方針

- 1) 大雪ダム（石狩川、ペンケチャロマップ川、ニューチャロマップ川、ホロカイシカリ川、シンパクノ川、ルベシナイ川、由仁石狩川、迷川）
全区間を禁止区間とする。

（理由）

第18次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっておらず、河川環境への配慮から禁止区間とする。

- 2) 忠別ダム（忠別川）

全区間を禁止区間とする。

（理由）

第18次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっておらず、河川管理上の配慮から禁止区間とする。

